

寛永十一年仙洞能をめぐって——〈関寺小町〉事件——

田口和夫

能楽史における著名な出来事である、寛永十一年（一六三四）九月、後水尾院仙洞御所で催された所謂仙洞能は、東福門院和子の申沙汰によって開催されたものであることを初めて確認し、その資料として用いた、日野資勝の日記の記事を検討して、仙洞能をめぐる状況を確認した。併せて、仙洞能後の禁中能の開催にいたる事情を確認した。また、その催しの中で特に注目された北七大夫の能〈関寺小町〉について、表章氏、竹本幹夫氏が扱われた資料を再吟味し、囃子が重視されていた秘曲なのに、特に笛方が急遽若い役者に交代するにいたった事情を確認した。後水尾院側ではこの催し（〈関寺小町〉を含んで）に満足していたらしいのに、江戸幕府の側で、その出来を公的な問題とし、七大夫たちを譴責したのは、後水尾院に対する優位を誇示したい將軍家光側の政策に基づくものであったことを指摘した。

キーワード：寛永十一年仙洞能・関寺小町・後水尾院・北七大夫・東福門院和子

平成九年十一月、第二回法政大学能楽セミナー「式楽への道のり」の第二日（八日）、「能〈石橋〉再興事件——寛永期の能——」という題で話す機会を得た。

私がまだ法政大学能楽研究所員のときである。能楽史に関する全六講の一コマだったが、林屋辰三郎氏の所謂「寛永文化論」に論じられる時代、能楽史で言えば、

喜多流が樹立されて、能楽全体として式楽という意識が固まってくる前夜というべきこの時代は、流動・変遷から固定へという流れの中のきしみが折々に表面化する面白い時代であった。

表題は与えられたものだが、能〈石橋〉再興をめぐる話題のほかに、〈関寺小町〉事件を付け加えて考え

ることとした。このいづれもが、表章氏によって考察されてお^り、ことに「石橋」に関しては、その中絶・再興の経緯を論じた行き届いた論考があるので、もっぱらこれを祖述する形で話した。「関寺小町」事件関係については、表氏の論に加えて新資料（日野資勝の日記）を用いて考えたので、その資料にあらためて吟味を加え、「関寺小町」事件を通して寛永十一年仙洞能の意義について考える。

寛永十一年仙洞能とは

寛永十一年（一六三四）九月一日・二日の両日に亘って後水尾上皇の仙洞御所で催された、所謂仙洞能は、開催に到るまでの政治的な経緯、上演における芸術的な問題、その後の波紋など、さまざまな要素を含み、江戸初期のエポックとなるべき出来事であった。まずはその背景を確認するために元和元年（一六一五）以後の簡略な年表を載せる^と。

略年表 ★印は歴史的事項、○印は七大夫関係

元和元年（一六一五）★〔7/17〕禁中并公家諸法度
五年（一六一六）★〔9/18〕万里小路充房ら流

六年（一六二〇）

罪、内裏白拍子女猿楽乱行
〔実紀〕
★〔6/18〕秀忠の娘和子（東福門院）入内

九年（一六二三）

○〔8/4〕七大夫勸進能〔江戸初期能組控〕喜多（北）七大夫
★〔7/27〕秀忠隠居大御所、家光將軍〔実紀〕

寛永二年（一六二五）

○〔8/14〕二条城家光將軍宣下祝賀能 七大夫6番

三年（一六二六）

丸で「関寺小町」を舞う
○〔9/9〕後水尾天皇二条城行幸の饗応能（徳川家光主催）に、七大夫「道成寺」など3番を舞う

四年（一六二七）

★〔7/19〕京都諸寺出世制・五山紫衣及黄衣勅許無効〔実紀〕

六年（一六二九）○（7/23）七大夫江戸で先例

なき五日間の勸進能興行

★（7/25）沢庵ら流罪（紫衣

事件）〔実紀〕

○（8/25）七大夫、江戸城西

丸で「石橋」を初演。太鼓方

の観世左吉に起請文的書状を

書く

★（10/10）家光の乳母春日局、

天皇に拝謁〔実紀〕

★（11/8）後水尾天皇、女一

宮に讓位、明正天皇〔実紀〕

九年（一六三二）★（1/24）大御所徳川秀忠没

〔実紀〕

○（3/3）江戸城將軍代替り

祝賀能は七大夫4番と観世大

夫3番

十一年（一六三四）○（7/21）二条城で將軍家光

（11日上洛）による公家諸大

名響応の能あり、金春以外の

四座の大夫が出演

○（7/26）將軍家光、猿楽の

徒の大内出入りについての方

針（禁中へは不可、院内へは

可）を決定。

○（9/1・2）十世観世大夫

重成と七大夫父子、仙洞御所

で演能。兩日とも「翁」付11

番で、初日は観世4番、七大

夫6番（朝長・道成寺・望

月等）、北大八1番。後日

は観世3番、七大夫7番

（関寺小町・安宅等）、大

八1番。その「関寺小町」が

「シタルクヲソキ」演じ方だ

ったことが後日問題とされる。

○【冬】仙洞御所での「関寺小

町」に出演した七大夫・森田

長蔵（笛）・幸小左衛門（小

鼓）・葛野九郎兵衛（大鼓）、

閉門させられる。

十二年（一六三五）○（1/28）伊達政宗、江戸城

二之丸に將軍家光を饗応し、

老人の素人主体の能や風流踊で機嫌をとり、七大夫らの閉

門解除を願い出て許される。

能へ石橋とへ関寺小町への事件、これらはいずれも、江戸初期を代表する能役者喜多七大夫がかかわったものという特徴を持つ。表章氏『喜多流の成立と展開』において、七大夫が一流を樹立するに至る要因として二代將軍秀忠の七大夫勲が挙げられているが、秀忠の後援のもとに実現した現象として「七大夫による秘曲や習い事の上演」があり、このへ石橋への復曲とへ関寺小町への上演とが「その双壁と言えるであろう」と評価されている。

略年表によっても分かる通り、元和元年の「禁中并公家諸法度」以来、幕府の朝廷に対する統制は強化されており、六年の後水尾天皇女御としての和子入内を経て、寛永四年の所謂「紫衣勅許事件」が起こり、六年の春日局拝謁事件の後、天皇の讓位にまで發展する。

それから五年、幕府の統制は揺るがぬものとなっている。へ関寺小町へ事件はそのような背景の下に起きた。次のようにまとめられる。

寛永十一年七月、三代將軍家光は大軍を率いて上洛、勢力を誇示して帰国したが、將軍に従って上洛していた觀世大夫重成・北七大夫父子は残つて後水尾院の仙洞御所で、九月一日二日の両日に能を演じた。その二日目にへ関寺小町へが上演された。シテ七大夫、ワキ進藤久右衛門、小鼓幸小左衛門、大鼓葛野九郎兵衛、笛森田長藏という配役である。そのへ関寺小町へが後日問題とされ、その冬、七大夫たちは閉門させられる。同十二年一月二十八日伊達政宗のとりなしで許される。これが、事件の概要である。私は今回の調査の中で、一つだけ新しい資料を追加することができた。日野資勝の日記『資勝卿記』である。

『資勝卿記』の検討

発表の準備のために東大史料編纂所蔵の『資勝卿記』の寛永十一年（一六三四）あたりを繕っていたところ、へ関寺小町へ上演を含む仙洞能に関する記事を確認す

ることができた。著者日野資勝は当時幕府に推薦されて「武家伝奏」の職にあつた。これは朝廷と幕府との連絡係で、当然双方の事情に詳しいのである。

はじめに『資勝卿記』寛永十一年（一六三四）九月二日条に記される当日の番組のうち、へ関寺小町ゝの部分を見よう。

関寺小町

七大夫 大 九郎兵衛 笛 市右衛門
ワキ 久右衛門 小 小左衛門

事件の大意に記した配役と笛の部分が違うが、これには竹本幹夫氏の指摘がある⁽³⁾ので後に触れる。

次に『資勝卿記（十）』九月一日から十四日の間の能楽関係の記事を引き、それぞれにコメントを記す。一日・二日に記される番組は省略するが、へ関寺小町ゝの例でもわかるように、詳しい配役が記されている。おそらく前もって提出されていた番組を写したものである。

①九月一日甲寅晴夜入初夜二雨ソ、ク
日出以前二仙洞候ス 三番サウヨリ見申候 シユカ

ウ仙人申候 仙人共五人出申候也 菊水ノ謡ヲウタ
イ仙酒ヲ給候て後スソ候ハ サンハサウトシユカウ
仙人と兩人舞申候也（中略田口、江戸勅使に四辻大
納言と柳原殿兩人のこと）

仙洞ニテ国母御申沙汰之御能有 初日ヲキナ観世
三番神権丞 仙人出申候シユカウ仙人サキ 観 玉
井観世 朝長七大夫 松風同 邯鄲観世 道成寺七大夫
春栄 同 望月同 羅生門 大八 海士観世 夜打
曾我七大夫 猩々乱観

御能過候て院ノ御酌ニテ御トマリ有也
狂言サキアサウ 同ヌケカラ 同ハキ大名 弥右衛門
夕、ノリ 仏師 弥右衛門 イルマ 同アクワウ 同
花子 サキはねむま 弥盗人子

この九月一日条に、「仙洞ニテ国母御申沙汰之御能有」とするのが、まず新しい情報である。「国母」は天皇の母の意で、ここでは二代將軍秀忠の娘、家光の妹で、後水尾天皇に嫁した東福門院和子のことである。この仙洞能は和子が差配したものだつたという事がわかる。この事と後に引く四日条の記事とを見合わせる

と、その間の事情が見えてくる。四日の条で触れよう。

資勝は〈三番叟〉から見た。狂言風流が付いていて「シユカウ仙人」を含む仙人五人が登場した。能楽研究所蔵『鶯流伝書（風流）』（影写本、原本は笹野堅氏によれば北条時敬旧蔵、前田家尊敬閣文庫所蔵という）によれば、「酒好仙人」が登場するのは〈仙人風流〉である。それでは、まず仙人たち三人が登場し、酒好仙人が千歳と問答する。次に費長房、次に彭里仙人が問答し、酒宴をしてから酒好仙人と千歳の相舞となることになる。資勝が見たものとは、ア仙人が五人ではなく三人、イ「菊水ノ謡」を謡わないこと（キリの謡には「菊水を汲む」という言葉は謡いこまれるが、それではあるまい）、ウ三番叟ではなく千歳が相舞の相手であること、の三点が異なるが、基本的には同曲であろう。ウは千歳の風流か三番叟の風流かを定めるポイントだが、台本を見る限り、特定の詞章の縁で登場するのではなく、めでたい御遊に連なろうと出現したと言っているのが、三番叟が応対しても成り立つものである。初日の能が終わって、主催者である後水尾院自身のお酌で酒が振舞われる（「御トヲリ」は貴人が

酒を注ぐことを指す）。

②二日乙卯朝小雨ソ、キ則屢晴 翁七夫

定齋之衆被参申也 今日も御能ニ参院仕候 式三番
 過て参候也 （番組省略田口、〈関寺小町〉を含む）
 昼菓子ハ番所にて参候也 御振舞ハ広御所ノ殿上ニ
 テ有之也

御能日ノ有中ニ相済申候 国母様ヨリ大夫兩人役
 者ヘトテ壹万疋折紙ニテ拝領 殿上へ箱にて天野豊
 前守遣被申候 予先板倉防州同心候て参ル所ヲ見申
 候て阿野重相へも申候て遣候也 観世大夫七大夫父
 子参候也 又今夜も献参候て院ノ御酌ニテ御トヲリ
 有 昨夜ノ衆ハ御トヲリニ出不申候 予鳥丸四辻飛
 鳥井中水無瀬中など御前へ罷出謡被申候 皆々御ト
 ヲリノ間ウタイ申候也

献ノ時御相伴第一高松殿鷹司太閤九条前関白梶井新
 宮梶井殿九条右大将近衛大納言殿青連院殿隨心院殿
 三宝院大乘院勧修寺門跡余ハ失念申候也 入御以後
 次にて又御酒を給候て退出候也

来月朔日二日於 仙洞御能御座候間各両日共ニ可有
 御伺候之由被仰下候也 八月廿三日（中略田口、日

野大納言以下計24名の連名あり）此外ノ衆ハ兩日カ
ワリノ二伺候候也 弘資ハ初日伺候申候也 御番
代ニハ差次藏人殿を昼夜共に頼申候也 慈照院初日
伺候 金地院も初日 慶祐法印池坊も召候て見物
カケニテ見物之様也

二日目の能が終わって、差配をした東福門院から大
夫二人（観世大夫重成と北七大夫）と役者一同に万疋
が下し与えられる。能終了後、今夜も院自身のお酌で
「御トマリ」がある。資勝・烏丸・四辻・飛鳥井中納
言・水無瀬中納言が御前で謡う。院のお酌の間、列席
の皆が謡を謡う。狂言の酒盛の場で酌謡を謡うのは、
この形式である。

この後に八月二十三日付けで、仙洞能に出席するよ
う公卿たちにまわした書状が引かれる。準備の進行状
況がわかる。

③ 四日（上略田口）

又今度將軍様御下之御跡ニキハカシニ御能可被成と
思召して薩摩守ニ被仰出て長門ヲ此方ニ被留置候へ

ハ將軍様大夫役者ともを被残置候て御見物被成御満
足ニ思召候 さま様二候へハ仙洞にてハもはや無用と
思召候間仙洞より禁中にて御申沙汰被遊候て可被懸
御目と思召候 如何可有候也否を談合可仕由被仰出
候旨可申由承候也（下略田口）

この記事から、この仙洞能は後水尾院があらかじめ
準備していた催しではなかったことが判明する。「薩
摩守ニ被仰出て長門ヲ此方ニ被留置候へハ、將軍様大
夫役者ともを被残置候て、御見物被成御満足ニ思召
候。」ということである。

虎屋長門は著名な手猿楽で、薩摩藩の扶持を受けて
いる。この役者を使って仙洞能が準備されていたので
ある。ところが俄に四座の役者による催しが可能にな
った。

『徳川実紀』寛永十一年七月二十六日条に次のよう
な記事がある。

この日伝奏をめし。猿楽の徒 大内へ出入の事を議
せらる。豊臣関白秀次るとき 院へ猿楽を進らせ。
神祖も 中和門院も御所へめしつれられし事あり。

豊臣太閤は 禁中へもめしつれ参内ありしが。禁中へは出入せしむべからず。院内へはくるしかるべからずと申す。

幕府側と伝奏が協議した七月二十六日が、幕府御用役者を仙洞能に出演させる事を決定した日であったのだらう。そのころ、宮中で能を見る場合は手猿楽役者のものを見るという慣行は確立していたから、今更手猿楽のことについて議する筈はない。この『実紀』の記事は四座の役者を出演させるについて、その範囲を協議したもの、すなわち仙洞能に七大夫たちを起用するためのものであったと考えることができる。わざわざこのような協議をしてまで仙洞能を盛り上げようとしたのには、それ相応の幕府側の意図があった筈である。略年表に見える流れからすれば、將軍家の血筋である現天皇の父、後水尾院に対するご機嫌取りであったと言えよう。過酷な筈を振るって退位にまで追い込んだ院に対する飴の政策である。東福門院和子の「御申沙汰」というのは、和子からの申し出があつて和子差配となつたと受け取れる表現だが、実質は幕府側の意向が反映したものであらう。七月にこの事を議して

いたとすれば、そのことは後水尾院には秘されており、院側では虎屋長門による仙洞能の準備を進め、間際になつてこの事が可能であると明かされる、こういう経緯が推測されるのである。私が昔、「汲水閑話」¹⁰で指摘した、この時の演能についての後水尾院の勘返状も、直前八月二十九日になつて「夜打曾我」のアイを「大藤内」にするかどうかという打ち合わせであつた。観客としての院側の期待が大きかつたことはこれでも分かるのだが、演者側でも準備が忙しかつた筈である。ともかく、幕府御用役者が使えることとなつて院側は驚き喜び、幕府側では權威を確立した將軍が恩恵を施したと理解していたということがあらう。

演能の結果は、後水尾院が「御満足ニ思召」されたこと、準備していた長門たちの能は「もはや無用」ということで、後水尾院が差配してそれを禁中で演じさせようとする動きになつたことが記される。

④五日（上略田口）

主水主馬兩人板防州へ参て逢て右之通申候へハ御能之事ハ禁中ニテ可被仰付旨御尤之被申候 然共舞台

ヒキク候て見物之タメ悪候間高被上候て尤候かと被
申候也（下略田口）

後水尾院の意向を帯して京都所司代の板倉周防守重
宗に禁中能の事の了解を得る記事である。板倉は賛成
し、舞台の高さについての助言までする。

⑤七日（上略田口）

院御所ヨリ禁中にて御申沙汰之御能来十四日一日御
座候間御伺公候様ニ可申由也 仙洞ニモ御忍にて御
幸にて候 急度面向之義ニハ無之由候也 又新藤久
右衛門兄弟ハ来十四日ノ御能ニ可罷出由被仰出候へ
八十日ニハ罷下候へ共今少々義々之間逗留可仕由申
候 然共其段私之自由にて無之由板倉防州へ御申候
様トノ義之間次ニ申様ニトノギヲ阿野殿 御申候也
（下略田口）

七日には、また公卿たちに見物の触れがまわる。十
四日一日なので見物するように、また差配をした院自
身もお忍びで御幸の予定である。

ワキの進藤久右衛門は素人出身だが、観世座のワキ
方である。「今少々の疑義」があるために「逗留する」、
「私の勝手にすることではないから、京都所司代の許
可が必要」というのは、四座役者の出演を禁じた七月
の禁令の故であろうか。おそらく手猿楽待遇と解され
たのであろう、実際に進藤は出演している。

⑥十四日丁卯晴

日出以前始り候也 翁弥三郎 三番三五郎左衛門石
見ハ寿命経劔ヲ持テ出二色ノ徳ヲ申候て合舞ニ舞候
也 高砂弥三郎 頼政長門 井筒同（下略田口）

〈三番三（叟）〉は京流（和泉流）の山脇五郎左衛
門元永で、父の山脇石見守（後の山脇和泉守元宜）は
〈菴涼池（青龍池・清涼池）の風流〉の菴涼池大将役
で登場し、三番三の五郎左衛門元永と相舞をする。山
脇元宜は和泉流の事実上の流祖と言うべき人物で、こ
の記事は、その事績を跡づける重要なものである。こ
れにはまず関屋俊彦氏が注目し、天野文雄氏にその解
を確定された論がある。

以上、『資勝卿記』の九月初めの記事を検討した。

〈関寺小町〉事件をめぐって

世阿弥作であることがほぼ確実な〈関寺小町〉の能楽史上の位置については、すでに行き届いた諸論がある。伊藤正義氏新潮日本古典集成『謡曲集』中の各曲解題、表章・牛尾美江氏「〈関寺小町〉演能史」(『観世』一九八六・6、10)、竹本幹夫氏『観阿弥・世阿弥時代の能楽』(明治書院、一九九九)がその代表的なものである。また〈関寺小町〉事件については前掲表章氏『喜多流の成立と展開』が詳しい。

〈関寺小町〉は現在では秘曲とされる老女物の中でも三老女(〈関寺小町・檜垣・姨捨〉)に数えられ、その中でも最上位とされている。このような秘曲としての位置づけは、中世、天文ごろには始まっており、江戸初期に確立されたものと考えられている。仙洞能が行われた寛永期には一応そのような秘曲としての評価は確立していたとしてよいであろう。

事件はどのような状況の下に起こった。この事件の

詳細に触れている観世座小鼓方観世勝右衛門元信の『近代四座役者目録』の記事を表章氏は詳細に検討されている。表氏によれば、「仙洞御所での七大夫の〈関寺小町〉が不評を蒙ったのは「言下二ノペラレヌホドシタルクラソキ」能だったからであり、加えて「御前ニテ最前被仰付候時ノ位ト、院ノ御所ニテイタル位、違」ことが問題となったのであった」。

注3に示す竹本氏「細川藩・」論は、熊本藩の細川忠興(三斎)・忠利父子の往復書簡を翻刻考察している、江戸初期の能楽史を考察するためのよい手がかりを紹介しているのだが、その中に初めに引いた〈関寺〉の笛方配役にかかわる記事がある。

一、今度禁中にて七大夫ニ関寺被仰付候処、役者ハ小つ、み打申候小左衛門、大鼓九郎兵衛親子、笛今春市兵衛ニて候処、市兵衛申候ハ、七大夫申候と主習申候ハ格別替候間、成間敷由申ニ付而、小笛を仕候。然処事之外能ねはく候て、京之事ニ御座候へハわらひ物ニ仕、其上落余多立申由達御耳、家之習悉御せんさく被成候

竹本氏はこの記事について、「当初予定されていた

笛役者が急に故障を申し立てたため、「小笛」（森田庄兵衛）を代役に立てたことは、他の資料に見えない」と指摘され、「今春市兵衛」は「春日市右衛門」の誤写と推定される。資勝の記録した番組で、笛が「市右衛門」と書かれているところから見ても、この推定は正しく、春日市右衛門から森田庄兵衛（長蔵）への変更は相当演能間際であった可能性が考えられる。へ関寺小町へについての秘伝は竹本氏の作品研究に引く各資料からすると、笛・鼓方の囃子方の秘伝を中心として形成されてきているらしい。前掲表氏『喜多流・』二五四頁にも『能口伝之聞書』の記事を引いて「七世観世大夫元忠（法名宗節）がふさわしい囃子方がいないの理由に生涯へ関寺小町を演じなかつた由が見える」とされるのも、囃子に関する秘伝が中心であったとの推定を裏付けるものである。そう言えば、『近代四座役者目録』の記事も、譴責の理由の第一に「関寺ノハヤシヤウ、洛中ノ評判ニモワルシ。又四座ノ者申上ルニモワルシ」とされ、次に「其上」として御前での演能と院御所での演能の位の違いを問題にしているのであった。囃子方との関わりについては、表氏

『喜多流・』三〇五頁に、晴れの場所なので、「常にも増して入念な申し合せ」があつた筈として、

大鼓の葛野九郎兵衛も笛の森田長蔵も初役という、それを必要とする条件もあつた。特に森田長蔵光時は、当時まだ19歳、二年前に父庄兵衛が早世して家督を嗣いだばかりの若輩である。従つてそのへ関寺が重く遅い静かな能になつたのは、たまたま囃子方の一人が未熟だつたためとかの結果ではなく、シテたる七大夫の演出意図に基づくものと解される。

と述べられる。この事件の根本的原因としてシテ七大夫の「重く静かに」という演出意図があり、囃子方もそれに従つた演奏をした筈だから、表氏のこの見解は当然あり得べきものである。しかし、客観的に見て、森田長蔵が笛役となつたのは春日市右衛門が自家の伝承と異なるという理由——これは明らかに七大夫の演出に対する異議だと考えられるが——で辞退したための急な代役であつて、十分な下準備があつての事とは考えられないのである。へ関寺へについての経験の多分無い、そのような若者を起用することは七大夫にとつても大きなリスクであつた筈である。それでもへ関

寺を演じたのは、今回の眼目ともなっていた筈の演目を今変更更でできなかったということであろうが、また、七大夫自身の演出意図が勝れているのだという自信があったからでもある。

竹本氏「細川藩・」論に引く忠利文書に、

一、七大夫能あかり申候事ハ、不残／＼見申候物おもしろかり申候。又能を存知の口も、能静にやほらかになり、思ひ入ふかく成申候由申候。上様も御ほめ被成候由申候。

という表現がある。これは寛永六年七月の書状とのことで、七大夫の芸風が「重く静かに」演じるものになつており、しかもそれが観客の賞賛の対象になつていたという状況が江戸では既に存在していたと考えられるのである。その上での仙洞能であつた。

表氏がこの時の七大夫の演出意図について「その後の能の変化を先取り」するものと評価され、この「七大夫の芸風が、所要時間が倍になるほど芸質が変わつたその後の能の変化」に「少なからぬ影響を与えた」とされるのは首肯できるものであつた。

『資勝卿記』の記述には、へ関寺についての評価

は無く、全体として後水尾院が「御満足」であつたことしか記されない。囃子が不出来であつた可能性はあるものの、それほど院側で問題とされたようには思われない。

七大夫は文化の中心である京で、目利きである筈の後水尾院の眼に叶う演技はこれだと考えたのであろう。そして、それはそれなりに院の「御満足」が得られたと考えたい。家光の耳に入ったとされる「洛中ノ古キ者ドモ」の評判というのは、あまりにも漠然とした情報源である。評判程度で譴責されるのも納得しがたいことである。もう一つの理由「家光の前で演じたときの位と仙洞能の時の位が違う」即ち、將軍よりも院の方を重く扱つたと受け取れたことが本当の譴責の理由だつたのではなからうか。略年表で見たような寛永年間幕府による朝廷に対する飴と筈の政策を見てみると、これは折角の飴が行き過ぎた効果をもたらしたための筈と考えることができる。

なお、本稿は一九九八年一月一日付け『能楽タイムズ』五五〇号の「汲水閑話」一一四回に、へ関寺小町事件の背景——寛永十一年仙洞能——と題して報告

したもののが改稿である。紙数の制限がある小稿であったために、他資料を引くことができず、また充分な吟味を加えることができなかつたので、本稿を以てその訂正・確定版とする。

注

- (1) 表章氏『能楽史新考(二)』わんや書店、一九八二
同氏『喜多流の成立と展開』平凡社、一九九四
- (2) 前掲『喜多流の成立と展開』所収「古七大夫・喜多座・喜多流年表」八四三・八四四頁を参照した。
- (3) 竹本幹夫氏「細川藩関係資料に見る江戸時代初期の能楽」『能研究と評論』十七号、平元・十二
- (4) 田口和夫「寛永十一年仙洞能裏話——後水尾院勘返状から——」『能楽タイムズ』四〇〇、一九八五・七、『能・狂言研究——中世文芸論考』三弥井書店、一九九七所収
- (5) 関屋俊彦氏『狂言史の基礎的研究』和泉書院、一九九四
- (6) 天野文雄氏『翁猿楽研究』和泉書院、一九九五